はじめに

大網小学校いじめ防止基本方針は，「いじめ防止対策推進法（平成 25 年 9 月 28 日施行）」及び「千葉県いじめ防止対策推進条例（平成 26 年 4 月 1 日施行）」，「千葉県いじめ防止基本方針」「大網白里市いじめ防止基本方針」の趣旨，基本理念等を踏まえ，策定する。

１　いじめの防止

（１）いじめの定義

児童に対して，当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係のある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって，当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものとする。

（２）基本的な考え方

いじめはどの子どもにも起こりうる，どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるということを踏まえ，児童の尊厳が守られ，児童をいじめに向かわせないための未然防止に，すべての教職員が共通理解をもって取り組む。

①　未然防止の基本

児童が，周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中，安心・安全に学校生活を送ることができ，規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような集団づくりや学校づくりを行う。

②　未然防止の取組の検証

日常的に児童の行動の様子を把握したり，定期的なアンケート調査や児童の状況などで検証したりして，どのような改善を行うのか，どのような新たな取組を行うかを定期的に検討し，体系的・計画的に PDCA サイクルに基づく取組を継続する。

２　いじめ防止のための措置

（１）いじめについての共通理解

①　いじめの態様や特質，原因・背景，具体的な指導上の留意点などについて，校内研修や職員会議などで周知を図り，平素からすべての教職員の共通理解を図っていく。

②　児童に対して，全校集会や学級活動などで，管理職や学級担任等が日常的にいじめの問題に触れ，「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を学校全体に醸成していく。

③　「いじめ許さない」ポスターなどを掲示して，常日頃から児童と教職員が，いじめとは何かについて，具体的な認識を共有する手段とする。

（２）いじめに向かわない態度・能力の育成

①　道徳教育や人権教育の充実，読書活動・体験活動などの推進を図ることにより，児童の社会性を育むとともに，幅広い社会体験・生活体験の機会を設け，他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い，自分の存在と他人の存在を等しく認め，お互いに人格を尊重する態度を養う。

②　「ソーシャルスキル・トレーニング」や「ピア・サポート」などの手法を取り入れ，自他の意見の相違があっても，互いを認め合いながら建設的に調整し解決していける力や，自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など，児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育成する。

（３）いじめが生まれる背景と指導上の注意

①　いじめ加害の背景には，勉強や人間関係等のストレスが関わっていることなども踏まえ，授業についていけない焦りや劣等感などが過度のストレスとならないよう，一人一人を大切にしたわかりやすい授業づくりを進める。

②　学級や学年，部活動等の人間関係を教職員が的確に把握し，一人一人が活躍できる集団づくりを進める。

③　ストレスを感じた場合でも，それを他人にぶつけるのではなく，運動や読書などで発散したり，誰かに相談するなど，ストレスに適切に対処できる力を育むことも重要である。

（４）自己有用感や自己肯定感を育む

①　自己有用感を育むために，児童が認められている，満たされているという思いを抱くことができるよう，教育活動全体を通じ，児童が活躍でき，他者の役に立っていると感じ取ることができる機会を提供する。

②　自己肯定感を育むために，困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に教育活動の中に設ける。

（５）児童自らがいじめについて学び，取り組む。

①　児童会等による「いじめをなくそう集会やあみっ子合言葉」など，児童自らがいじめの問題について学び，そうした問題に対し主体的に考え，いじめの防止を訴えるような取組を推進する。

②　具体的な「いじめ」の態様

○　冷やかしやからかい，悪口や脅し文句，嫌なことを言われる
○　仲間はずれ，集団により無視をされる
○　軽くぶつかられたり，遊ぶふりをして叩かれたり，蹴られたりする
○　ひどくぶつかられたり，叩かれたり，蹴られたりする
○　金品をたかられる
○　金品を隠されたり，盗まれたり，壊されたり，捨てられたりする
○　嫌なことや恥ずかしいこと，危険なことをされたり，させられたりする
○　パソコンや携帯電話で，誹謗中傷や嫌なことをされる　　等

３　いじめの早期発見

（１）基本的な考え方

①　いじめは，大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり，遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど，大人が気づきにくく，判断しにくい形で行われることが多いことを認識する。

②　ささいな兆候であっても，いじめではないかとの疑いを持って，早い段階から複数の教職員で関わり，いじめの兆候を軽視したりすることなく，積極的に認知する。

③　本人がいじめを否定する場合が多々あることを踏まえる。

（２）早期発見のための措置

①　定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により，いじめの実態把握に取り組む。

②　日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。

③　保護者懇談会等を利用して，家庭用の「いじめチェックシート」などを活用し，家庭と連携していくことも有効な方法である。

④　児童及びその保護者，教職員が抵抗なくいじめに関して相談できる学校体制を整備し，適切に機能しているかなど定期的に点検する。

⑤　校内の教育相談窓口　佐藤　寛子教諭，教諭，福島　晴奈教諭，
藤川　由美子教諭，岡﨑　冴養護教諭

⑥　学校以外の相談機関や電話相談窓口など，学校・学年だより等を活用して周知していく。

学校以外の主な相談窓口

・２４時間子供ＳＯＳダイヤル	０１２０（０）７８３１０
・県子どもと親のサポートセンター	０１２０（４１５）４４６
・子どもの人権１１０番（千葉法務局内）	０１２０（００７）１１０
・ヤングテレホン（県警察少年センター）	０１２０（７８３）４９７
・千葉いのちの電話	０４３（２２７）３９００

⑦　休み時間や放課後の雑談の中などで児童の様子に目を配ったり，児童と教職員との間で行われる生活ノート等を活用して，交友関係や悩みを把握する。

４　いじめに対する措置

（１）基本的な考え方

いじめを発見したり通報を受けた場合は，特定の教職員で抱え込まず，速やかに組織的に対応する。被害児童を守るとともに，教育的配慮のもと，毅然とした態度で加害児童を指導する。

その際，謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく，その児童の社会性の向上，人格の成長に主眼を置いた指導に努める。

また，すべての教職員の共通理解のもと，当該保護者の協力を得て，市教育委員会や児童相談所，警察など関係機関と連携し，対応に当たる。

（２）いじめの発見・通報を受けた場合の対応

①　遊びや悪ふざけでも，いじめと疑われる行為を発見した場合，その場でその行為を止めさせ，まずは当事者から事情を聞く。

②　児童や保護者から相談や訴えがあった場合，真摯に傾聴し，いじめの疑いがある行為には，早い段階から的確に関わりを持っていく。

③　いじめの発見・通報を受けた教職員は，一人で抱え込まず，「いじめ防止対策委員会」に直ちに情報を共有し，その後は，この組織が中心となり，速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして，いじめの事実の有無について確認を行う。

【いじめ防止対策委員会組織図】

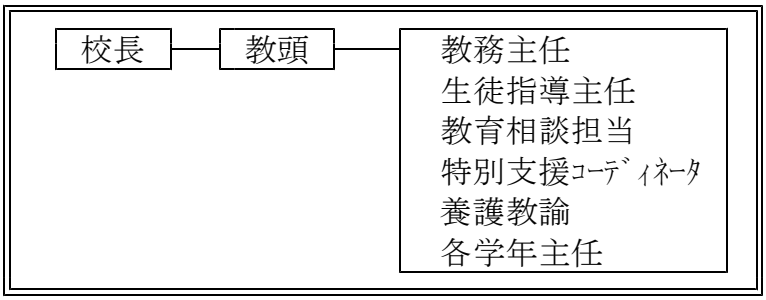

【関係機関】

⇔ 市教育委員会
⇔ 市子育て支援課
⇔ ｽｸｰﾙｶｳﾝｾﾗｰ
⇔ ｽｰﾊﾟｰﾊﾞｲｻﾞｰ(教育事務所)
⇔ 東上総児童相談所
⇔ 東金市警察

④　事実確認の結果は，管理職が市教育委員会に報告するとともに，被害・加害児童の保護者に連絡する。

（３）いじめられた（被害）児童及びその保護者への支援

①　いじめられた児童から，事実関係の聴取を行う。その際，被害児童にも責任があるという考え方はあってはならず，「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなどして，自尊感情を高めるように留意する。

②　家庭訪問等により，その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。その際，被害児童や保護者に対して，徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え，できる限り不安を取り除くとともに，事態の状況に応じて他の教職員の協力のもと，当該被害児童の見守りを行うなど，いじめられた児童の安全を確保をする。

③　いじめが解決したと思われる場合でも，少なくとも３ヶ月は継続して十分な注意を払い，折に触れ必要な支援を行っていくとともに，事実確認のための聴き取りやアンケート調査等で判明した情報を適切に提供する。また、被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、教育委員会または、いじめ防止対策委員会の判断により長期の期間を設定するものとする。

（４）いじめた（加害）児童への指導及びその保護者への助言

①　いじめたとされる児童から事実関係の聴取を行い，いじめがあったことが確認された場合，「いじめ防止対策委員会」を迅速に招集し，組織的にいじめをやめさせ，その再発を防止する措置をとる。

②　加害児童の保護者に対しては，迅速に連絡し，事実に対する保護者の理解や納得を得た上で，学校と家庭が連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに，保護者に対する継続的な助言を行う。

③　加害児童への指導に当たっては，いじめは人格を傷つけ，生命や身体等を脅かす行為であること理解させ，自らの行為の責任を自覚させる。

④　教職員は，加害児童が被害児童や通報者に圧力（物理的・精神的）をかけることがないように注意深く観察する。

（５）いじめが起きた集団への働きかけ

①　いじめを傍観していた児童に対しては，自分の問題として捉えさせ，たとえ，いじめを止めさせることはできなくとも，誰かに知らせる勇気を持つことが大切であることを指導する。

②　はやしたてるなど同調していた児童に対しては，それらの行為は，いじめに加担する行為と同じであることを理解させる。

③　学級など集団全体には，いじめの当該行為について集団全体で話し合うなどして，いじめは絶対に許されない行為であり，根絶しようとする態度を行き渡らせるようにする。

（６）ネット上のいじめへの対応

①　ネット上の不適切な書き込み等については，市教育委員会と連携し，被害の拡大を避けるため，「プロバイダ責任制限法」に基づき，情報発信の停止を求めたり，情報を削除するよう求める。こうした措置を取るにあたり，必要に応じて法務局の協力を求めたり，児童の生命，身体等に重大な被害が生じるおそれがある場合は，警察署に通報し，適切に援助を求める。

②　パソコンや携帯電話を利用したいじめなどは，大人の目に触れにくく，発見しにくいため，適切な利用ができるよう「情報モラル」教育を授業の中で取り上げ推進していく。

③　学校便りや家庭教育学級・保護者懇談会等を通して，保護者にもフィルタ

リングの実施等「情報モラル」についての理解を求めていく。

５　重大事態への対応

（１）重大事態とは

①　いじめにより，児童の生命，心身，財産等に重大な被害が生じたあるいは生じる疑いがある時

※自殺を企図した場合　　※心身に重大な障害を負った場合
※金品等に重大な被害を被った場合　※精神性の疾患を発症した場合

②　いじめにより，児童が長期の欠席を余儀なくされた時

（２）重大事態に該当するか否かの判断（不登校重大事態に係る調査の指針より）

①学校は，欠席期間が３０日（目安）に到達する前から設置者に報告・相談し，情報共有を図るとともに，重大事態に該当するか否かの判断を学校が行う場合は，よく設置者と協議する。

②調査を通じて，事後的に，いじめがあったとの事実が確認されなかった場合や，いじめはあったものの相当の期間の欠席３０日（目安）との因果関係は認められないとの判断に至った場合も，そのことにより遡及的に不登校重大事態に該当しないこととなるわけではない。

（３）重大事態の報告，調査等

①　重大事態が発生した場合，学校のいじめ防止対策委員会がつかんでいる情報を速やかに市教育委員会に報告し，指導・助言のもと対応にあたる。

②　調査主体を学校とするのか，あるいは市の「いじめ調査委員会」とするのかを決定し，対応する。また，専門的な知識や経験を有する第三者の参加等についても協議し，対応する。

③　調査にあたっては，いじめを受けた児童及びその保護者に，調査の目的や内容，結果の公表の仕方などについて，十分に理解を得た上で進める。

④　一連の対応について，時系列で詳細な記録を残す。

６　その他の留意事項

（１）組織的な指導体制

①　一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく，「いじめ防止対策委員会」で情報を共有し，組織的に対応する。

②　いじめがあった場合の円滑な組織的な対処ができるよう，平素からこれらの対応のあり方について，別添のチェックシート等を活用し，すべての教職員で共通理解を図っておく。

（２）いじめ防止に関する年間の取組

いじめ防止に関する教職員・児童の取組は，次の表のとおりである。

（　○教職員の取組　◇教職員研修　□児童の取組　）

月	取　組　内　容
4	「いじめ強化月間」 ○いじめ防止対策委員会①の開催 □児童会による全校「いじめをなくそう集会」の実施 （※いじめに対する学級ごとの標語作成と発表） *◇研修①「いじめ防止基本方針についての共通理解」*
5	○いじめ防止対策委員会②の開催 ○振り返りアンケート①の実施
6	○教育相談週間①の実施　（別紙：「お話カード（低学年用）」） （別紙：「学校生活アンケート（高学年用）」） ○学校評価アンケート ○いじめ防止対策委員会③の開催 *◇研修②「いじめの認知について」*
7	○いじめ防止対策委員会④の開催 ○学校評議委員会①の開催 ○学校評価①の実施 ○保護者個人面談①の実施
8	*◇研修③「ネットいじめについて」*
9	○いじめ防止対策委員会⑤の開催
１０	○いじめ防止対策委員会⑥の開催 ○振り返りアンケート②実施
１１	○教育相談週間②の実施　（別紙：「お話カード（低学年用）」） （別紙：「学校生活アンケート（高学年用）」） ○いじめ防止対策委員会⑦の開催 ○学校評議委員会②の開催 *◇研修④「【いじめに関する校内研修ツール】を活用した研修」*
１２	○いじめ防止対策委員会⑧の開催 ○学校評価②の実施
1	○いじめ防止対策委員会⑨の開催 ○県教育委員会より学校生活アンケート実施
2	○教育相談週間③の実施　（別紙：「お話カード（低学年用）」） （別紙：「学校生活アンケート（高学年用）」 ○いじめ防止対策委員会⑩の開催 *◇研修⑤「大網小学校いじめ防止基本方針の見直し」*
3	○学校評議委員会③の開催 ○いじめ防止対策委員会⑪の開催

（３）学年ごとの主な取組（※実施期日は，各学年で適切な時期を選定する。）

①　１学年……道徳科教科書教材「こころはっぱ」を活用した道徳の授業の展開
②　２学年……道徳科教科書教材「おれたものさし」を活用した道徳の授業の展開
③　３学年……県教委の映像教材【すばらしい「いのち」】を活用した道徳授業の展開
④　４学年……映像教材による人権教室の実施（※人権擁護委員との連携）
⑤　５学年……情報モラル教室の実施（※関係機関との連携，保護者参加型）
⑥　６学年……県教委の映像教材「思いやりの花がさくとき」を活用した道徳授業の展開

（４）教職員研修の充実

①　年度当初に必ず「いじめ防止基本方針」についての共通理解を図り，教職員の異動等によって，教職員間の共通認識が形骸化しないようにする。

②　夏季休業を利用して，いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題についての校内研修を行うとともに，別添の「いじめ発見のチェックポイント」等を随時活用して，早期発見・早期対応ができるようにする。

（５）学校評価と教員評価

①　学校評価において，いじめの問題を扱うに当たって，いじめの有無や多い・少ないのみを評価するのではなく，いじめの実態把握や具体的な取組状況，達成状況が評価されるように留意し，その評価結果を踏まえて改善に取り組んでいく。

②　教員評価においては，いじめの問題に関する目標設定や，日頃からの児童理解，未然防止や早期発見，迅速かつ適切な対応などの対応状況を評価する。

（６）家庭や地域との連携

①　学校便りや保護者懇談会等を通して，「いじめ防止基本方針」に基づく，取組状況を知らせていく。また，別添のいじめに関する「家庭用チェックリスト」等を活用するなど，保護者への啓発を行う。

②　学校便り等を地区自治会の協力を得ながら回覧してもらい，学校の教育活動に対する理解を得ていく。